二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一～六	［略］	［略］	［略］

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備が平成三十年四月一日以降に法第九条第三項の認定を受けた認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

（バイオマス発電設備に係る調達価格等）

第六条　［略］

2　［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（大幅な出力変更に限る。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

［新設］

［新設］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一～六	［略］	［略］	［略］

備考　前項の表中の「備考」に同じ。

（バイオマス発電設備に係る調達価格等）

第六条　［略］

2　［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合におけるバイオマス発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一・二　［略］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間